

# 各地域の実情に応じて講習すべき事項 に関する研修テキスト

第4版（令和6年8月版）





## 目次

1.	公共用水域の水質保全.....	1
(1)	公共用水域の環境基準達成率.....	1
(2)	合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚濁物質量.....	2
(3)	三重県内の浄化槽等の整備状況.....	3
2.	維持管理の状況(法定検査結果から).....	5
(1)	法定検査とは.....	5
(2)	法定検査の受検状況.....	5
(3)	不適正と判断された結果の内訳.....	6
3.	浄化槽に関する補助制度等.....	9
(1)	市町の補助制度.....	9
(2)	その他の補助制度.....	10
4.	浄化槽管理者の責務.....	11
(1)	使用の準則.....	11
(2)	保守点検・清掃.....	12
(3)	法定検査.....	14
(4)	届出等.....	15
(5)	記録の作成・保存.....	18
5.	浄化槽保守点検業者の責務.....	19
(1)	保守点検の技術上の基準.....	19
(2)	保守点検の記録とその交付.....	20
(3)	営業所の設置等.....	21
(4)	業務の実施.....	22
(5)	研修の機会の確保.....	22
(6)	標識・帳簿.....	24
(7)	報告.....	25
(8)	助言.....	25
(9)	改善命令・報告徴収・立入検査等・罰則規定.....	26
6.	登録に関する諸手続.....	29
(1)	浄化槽保守点検業の登録の更新.....	29
(2)	浄化槽保守点検業の登録の変更.....	29
(3)	浄化槽保守点検業の変更の届出.....	30
(4)	廃業等の届出.....	31
7.	市町別の行政窓口.....	32
8.	関係ホームページ.....	33

# 1. 公共用水域の水質保全

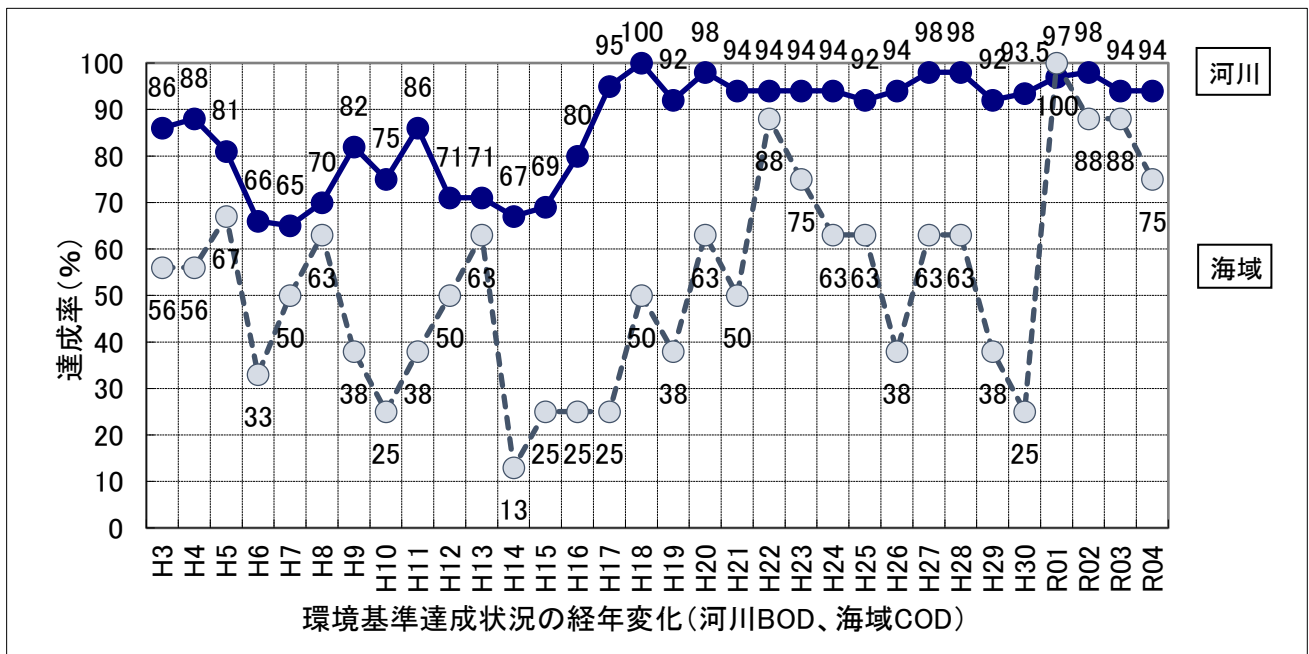
## (1) 公共用水域の環境基準達成率

公共用水域（川や海、ため池などをいいます。）の水質の現状を見ると、河川のBODは改善が見られ、概ね環境基準を達成しているものの、海域のCODは年度によって、ばらついており、引き続き改善が必要です。

汲み取り便所や単独処理浄化槽を使用している家庭から排出される生活排水が河川や海域での水質汚濁の大きな要因の一つとなっています。

三重県内の河川、周辺海域の環境基準達成率の推移は、下図のとおりです。

【三重県内の河川、周辺海域の環境基準達成率】



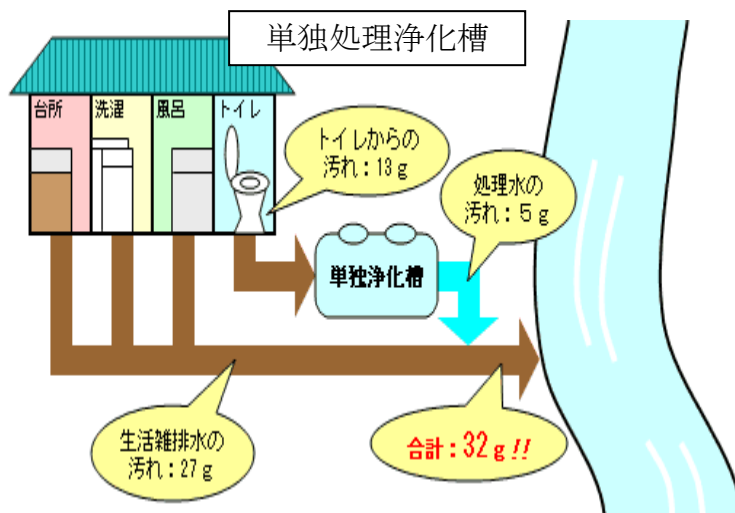
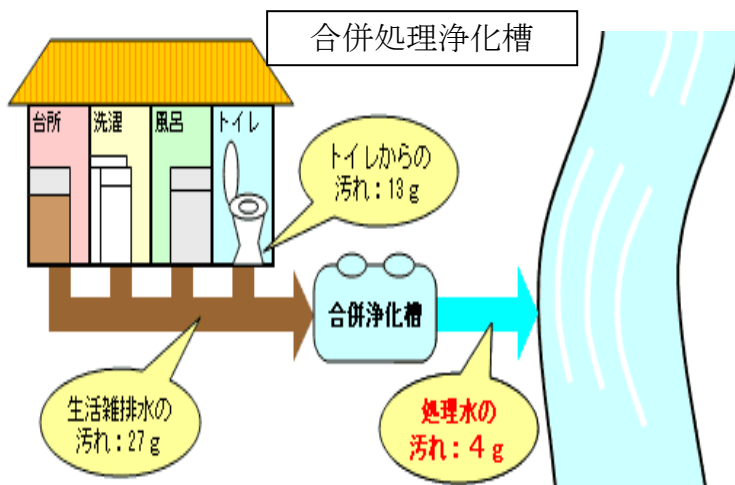
## (2) 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚濁物質量

生活排水の一人一日当たりの汚濁物質量（BOD量）は40gと言われており、そのうち、トイレからの汚れが13g、台所・風呂・洗濯など生活雑排水の汚れが27gです。

単独処理浄化槽では、生活雑排水は未処理のまま放流されます。単独処理浄化槽の性能はBOD除去率65%以上なので、トイレの汚れが13gから5gに減りますが、生活雑排水の汚れはそのままなので27g、合わせると32gになります。40gが32gにしか減らず、実質的なBOD除去率は20%ということになります。

一方、合併処理浄化槽の性能は、BOD除去率90%以上なので、トイレと生活雑排水を合わせた40gがわずか4gに減ります。単独処理浄化槽に比べると、汚れの量は1/8になります。

公共用水域の水質保全を図るため、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理が必要です。



### (3) 三重県内の浄化槽等の整備状況

生活排水を処理する施設には、下水道、浄化槽、集落排水施設等があります。市町別のそれぞれの施設ごとの整備率は下表のとおりです。

【市町別の生活排水処理施設整備率（令和4年度末時点）】

市町		生活排水処理 施設整備率	生活排水処理施設整備率		
			下水道	集落排水 施設等	浄化槽
県全体		89.0	60.0	5.4	23.7
桑名地域	桑名市	92.5	80.7	1.0	10.8
	いなべ市	99.5	90.3	8.1	1.1
	木曽岬町	100.0	64.6	35.4	0.0
	東員町	99.6	99.3	0.0	0.3
四日市地域	四日市市	92.9	81.5	3.0	8.4
	菰野町	94.0	73.3	7.8	12.9
	朝日町	99.7	99.2	0.0	0.5
	川越町	99.7	99.7	0.0	0.1
鈴鹿地域	鈴鹿市	93.7	62.4	8.7	22.6
	亀山市	89.1	62.0	16.0	11.1
津地域	津市	93.1	54.4	3.9	34.8
伊賀地域	伊賀市	83.8	19.2	18.4	46.2
	名張市	99.1	58.1	12.1	28.9
松阪地域	松阪市	91.8	61.1	0.6	30.1
	多気町	95.4	45.0	17.8	32.7
	明和町	77.5	21.4	16.5	39.6
	大台町	72.2	18.9	0.0	53.2
南勢志摩地域	伊勢市	86.7	60.3	0.0	26.4
	鳥羽市	43.2	7.2	0.0	36.0
	志摩市	57.2	11.1	5.1	41.0
	玉城町	98.5	86.6	8.5	3.4
	度会町	73.5	0.0	0.0	73.5
	大紀町	53.0	0.0	0.0	53.0
	南伊勢町	77.8	22.0	43.0	12.8
紀北地域	尾鷲市	47.0	0.0	0.0	47.0
	紀北町	44.6	0.0	0.0	44.6
紀南地域	熊野市	43.9	0.0	0.0	43.9
	御浜町	62.9	27.0	0.0	35.9
	紀宝町	62.5	0.0	0.0	62.5

※ 四捨五入の関係で、整備率の合計は合わないときがあります。

市町ごとの浄化槽の設置基数は下表のとおりです。単独処理浄化槽が約 44%、合併処理浄化槽が約 56%の構成割合となっています。

【浄化槽設置基数、新規設置基数】

市町		令和4年度末の設置基数			令和4年度 新規基数
		合併	単独	計	
県全体		126,258	98,266	224,524	2,390
桑名地域	桑名市	5,909	6,568	12,477	123
	いなべ市	525	577	1,102	9
	木曾岬町	30	23	53	6
	東員町	113	116	229	3
四日市地域	四日市市	12,916	6,566	19,482	232
	菰野町	2,965	1,249	4,214	33
	朝日町	39	108	147	0
	川越町	38	270	308	2
鈴鹿地域	鈴鹿市	12,401	3,249	15,650	276
	亀山市	2,372	2,157	4,529	81
津地域	津市	20,947	18,353	39,300	326
伊賀地域	伊賀市	9,517	5,192	14,709	218
	名張市	1,625	919	2,544	19
松阪地域	松阪市	13,525	11,071	24,596	260
	多気町	1,312	322	1,634	12
	明和町	3,095	2,411	5,506	90
	大台町	1,486	1,135	2,621	35
南勢志摩 地域	伊勢市	10,692	9,650	20,342	213
	鳥羽市	2,522	3,737	6,259	42
	志摩市	8,089	5,794	13,883	135
	玉城町	934	261	1,195	10
	度会町	1,778	481	2,259	39
	大紀町	1,684	964	2,648	22
	南伊勢町	826	1,237	2,063	15
紀北地域	尾鷲市	1,851	4,672	6,523	43
	紀北町	1,924	4,519	6,443	30
紀南地域	熊野市	2,972	3,107	6,079	53
	御浜町	1,758	1,149	2,907	25
	紀宝町	2,413	2,409	4,822	38

## 2. 維持管理の状況(法定検査結果から)

### (1) 法定検査とは

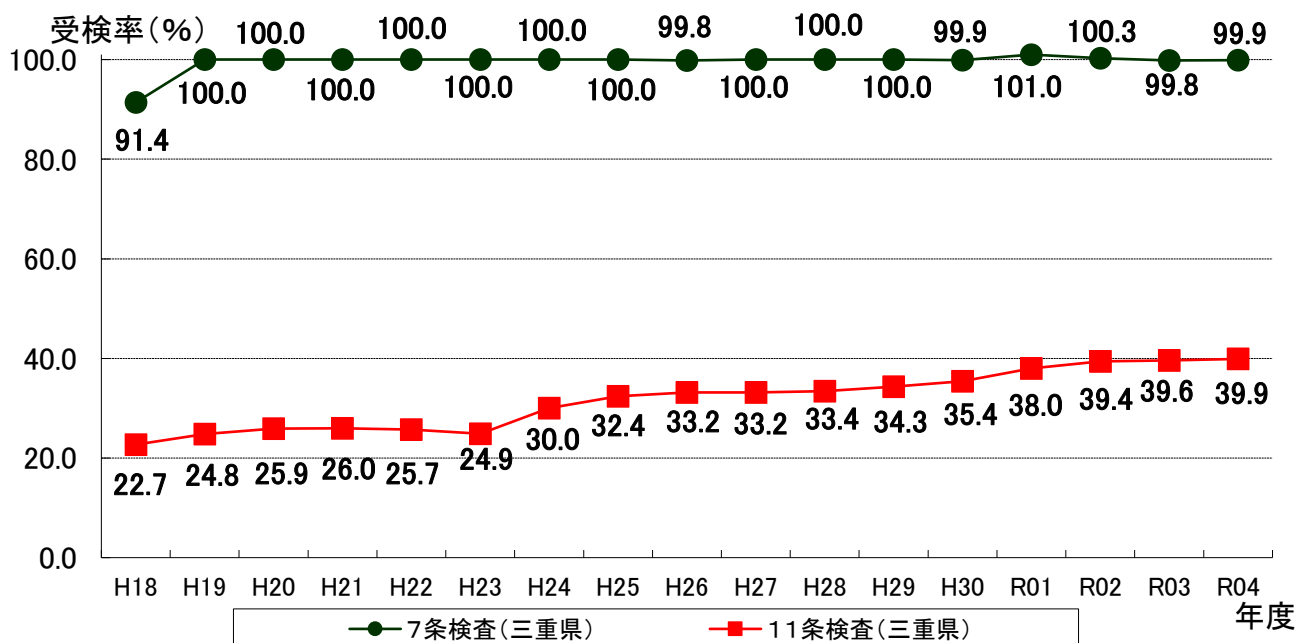
浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、都道府県知事は法定検査を行なう者(指定検査機関)を指定することとなっており、三重県では一般財団法人三重県水質検査センターを指定しています。

三重県水質検査センターが行っている浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査(以下それぞれ7条検査、11条検査という)は、平成8年3月25日衛浄17号環境省浄化槽対策室長通知(一部改正平成14年2月7日)、浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づき行われています。

### (2) 法定検査の受検状況

三重県における法定検査受検率の推移は下図のとおりです。

11条検査の受検率アップが課題となっています。合併処理浄化槽の受検率は56.6%ですが、単独処理浄化槽の受検率が19.1%と特に低い状況です。





### (3) 不適正と判断された結果の内訳

令和4年度に三重県内で実施した11条検査での不適正率は、17.7%でした。

その主な要因は下表のとおりです。清掃・保守点検に対する法令の遵守状況や消毒の実施状況に関することが要因の多数を占めています。

不適正物件のうち、不可の指摘が多かった項目の件数			
	法定検査チェック項目	重要度	件数 (令和4年度)
書類	清掃記録の有無	A	11,007
書類	保守点検記録の有無	A	2,941
水質	残留塩素濃度	A	1,793
外観	消毒剤の有無	A	1,781
水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	A	1,372
書類	保守点検の回数	A	1,103
外観	その他の設備の稼働状況	B	1,030
水質	透視度	A	655
書類	清掃の回数	A	547
外観	その他の単位装置の水位及び水流の状況	B	276
不適正件数(総数)			14,483

(件数は重複しているものがあります。)

#### ※重要度について

- A：そのまま放置すれば放流水質の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じる恐れが極めて強いと考えられる項目
- B：必ずしも放流水質の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じる恐れが極めて強いと考えられない項目
- C：放流水質又は公衆衛生に及ぼす影響が比較的軽微、又は必ずしもこれらの悪化を伴わないと考えられる項目

【外観検査の項目（11条検査）】

項目	重要度等	着目点等
漏水の状況	A	汚水の外部への漏水（流出管、越流ぜきとの水位状況や管渠の接合部の亀裂、破損の有無など）
溢流の状況	A	汚水の外部への溢流（オーバーフローの有無）
浄化槽上部及び周辺の利用又は構造	A	維持管理作業性への影響（蓋の欠落・破損・変形、ピットの状況）
スクリーン設備の固定状況	101人槽 B	スクリーン設備、し渣受けカゴの有無（稼働時のぐらつき、振動）
循環装置の固定状況	A	設置位置、取り付け方法（関連する配管の状況）
ばっ気装置の稼働状況	B	空気供給量、稼働時間（空気逃しの状況）
循環装置の稼働状況	B	循環水量の調整は可能か（循環装置内の汚泥の堆積）
その他の設備の稼働状況	B	処理機能、維持管理作業性への影響
嫌気ろ床槽の水位の状況	B	実際に汚泥返送装置を稼働させてみる
その他の単位装置の水位及び水流の状況	B	水位・水流の異常の有無
原水ポンプ槽の汚泥の堆積又はスカム生成状況	B	攪拌状況（オイルボールの形成状況）
流量調整槽の汚泥の堆積又はスカムの生成状況	101人槽 B	攪拌状況（オイルボールの形成状況）
腐敗室・沈殿分離槽・嫌気ろ床槽の汚泥・スカムの状況	B	実使用人員、前回清掃からの経過日数（スカム、汚泥厚の測定）
沈殿槽の汚泥の堆積又はスカムの生成状況	B	スカムの色、厚み、臭気（スカムの流出の有無など）
消毒槽の汚泥の堆積又はスカムの生成状況	A	汚泥の堆積、スカムの生成があってはいけない槽である。
汚泥の流出状況	A	原則として放流管渠の途中の最初の点検升でチェックする。
悪臭の発生状況	C	設置場所の通気性
悪臭防止措置の実施状況	C	放流管渠の途中の最初の点検升内のトラップの設置状況（蓋の密閉状況）
消毒剤の有無	A	消毒剤の充填状況
処理水と消毒剤の接触状況	A	途中でのつまりは無いか（薬剤の膨潤状況、底上げ状況）
か、はえ等の発生状況	C	腐敗タンク方式における防虫網の設置（維持管理上の問題）

### 【不適正判定】

- (ア) 外観検査のうち、そのまま放置すれば放流水質の著しい悪化、公衆衛生上著しい問題等が生じる恐れが極めて強いと考えられる項目（A項目）が不可である場合。
- (イ) 水質検査の放流水質に係る項目（透視度、残留塩素濃度、BOD）が不可であって、外観検査（A、B項目）又は書類検査の項目（保守点検の記録の有無・回数、清掃の記録の有無・回数）からその原因が明らかな場合。
- (ウ) 書類検査のうち、そのまま放置すれば放流水質の著しい悪化、公衆衛生上著しい問題等が生じる恐れが極めて強いと考えられる項目（保守点検の記録の有無・回数、清掃の記録の有無・回数）が不可である場合。

### 【検査手数料】

三重県における法定検査の手数料は、下表のとおりとなっています。

#### (ア) 浄化槽法第7条に規定する検査の手数料

20 人槽以下	21 人槽以上 100 人槽以下	101 人槽以上 300 人槽以下	301 人槽以上 500 人槽以下	501 人槽以上
8,000 円	12,000 円	18,000 円	20,000 円	25,000 円

#### (イ) 浄化槽法第11条に規定する検査の手数料

区分	20 人槽以下	21 人槽以上 100 人槽以下	101 人槽以上 300 人槽以下	301 人槽以上 500 人槽以下	501 人槽 以上
単独処理 及び 合併処理	4,100 円	8,000 円	14,000 円	16,000 円	22,000 円

### 3. 浄化槽に関する補助制度等

#### (1) 市町の補助制度

三重県内において、補助制度を持つ市町は下表のとおりです。

なお、補助を受けるには様々な条件がありますのでご注意ください。

また、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換時の宅内配管費用について補助する市町もあります。詳しくは、各市町の担当課にお問い合わせください。

市町担当課		補助制度	
桑名市上下水道部営業課	0594-49-2022	個人設置型	
四日市市上下水道局生活排水課	059-354-8402	個人設置型	
菰野町環境課	059-391-1150	個人設置型	
鈴鹿市上下水道局営業課	059-368-1670	個人設置型	
亀山市上下水道部下水道課	0595-97-0628	個人設置型	
津市	上下水道管理局	059-239-1031	個人設置型
	上下水道事業局	059-239-1033	公共浄化槽型
伊賀市上下水道部下水道課	0595-24-2137	個人設置型	
名張市上下水道部経営総務室	0595-63-4114	個人設置型	
松阪市	上下水道部下水道建設課	0598-53-4154	個人設置型
	西部水道浄化槽事務所	0598-46-7123	公共浄化槽型
多気町上下水道課	0598-38-1115	公共浄化槽型	
明和町上下水道課	0596-52-7120	個人設置型	
大台町建設上下水道課	0598-82-3788	公共浄化槽型	
伊勢市環境課	0596-21-5541	個人設置型	
鳥羽市環境課	0599-25-1147	個人設置型	
志摩市市民生活部環境・ごみ対策課	0599-44-0228	個人設置型	
玉城町上下水道課	0596-58-8207	個人設置型	
度会町建設水道課	0596-62-2415	個人設置型	
大紀町環境水道課	0598-86-2245	個人設置型	
南伊勢町上下水道課	0596-77-0010	公共浄化槽型、個人設置型	
尾鷲市環境課	0597-23-8251	個人設置型	
紀北町環境管理課			
	海山総合支所福祉環境室	0597-46-3121 0597-32-3904	個人設置型
熊野市環境対策課	0597-89-2804	個人設置型	
御浜町生活環境課	05979-3-0513	個人設置型	
紀宝町環境衛生課	0735-33-0338	公共浄化槽型	

※ 個人設置型とは、浄化槽を設置するときにその費用の一部を補助する制度です。

※ 公共浄化槽型とは、市町が浄化槽を設置し、その使用料を使用者から徴収する制度です。

## (2) その他の補助制度

### ○二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）

二酸化炭素の排出を抑制するために、浄化槽の所有者が30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯する電動機器（ブロワやポンプ等）を最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）へ改修する等の最新型の高効率機器への改修する他、ブロワ稼働時間を効率的に削減可能なタイマーやインバーター装置等を導入することにより対象機器の年間消費電力量を削減する事業、及び、30人槽以上の既設合併処理浄化槽から先進的な省エネ型浄化槽への本体交換によって、浄化槽全体での年間消費電力量を削減する事業等に対し、経費の一部を補助する事業です。

詳しくは、全国浄化槽団体連合会のホームページをご覧ください。

<https://www.zenjohren.or.jp/decarbon.html>



#### 4. 浄化槽管理者の責務

浄化槽を適正に維持管理するためには、法に定められた技術上の基準に従って保守点検や清掃を行わなければなりません。

これらの作業は、高い技術を必要とすることから、専門的な知識を持たずに浄化槽管理者が自ら実施するのは困難であるため、県の登録を受けた浄化槽保守点検業者や市町の許可を得た清掃業者に委託することが一般的です。

浄化槽管理士は、浄化槽管理者に最も近い浄化槽の専門家です。浄化槽適正管理の徹底と普及を図るため、清掃の必要性や、法定検査の啓発・周知について浄化槽管理者に助言し、サポートしていただくようお願いします。

##### (1) 使用の準則

###### 【浄化槽法第3条第3項】

浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

###### 【浄化槽法施行規則第1条】

浄化槽法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

- 一 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 二 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 三 法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という。）にあつては、雑排水を流入させないこと。
- 四 浄化槽（みなし浄化槽を除く。第六条第二項において同じ。）にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 五 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- 六 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 七 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 八 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 九 浄化槽に故障又は異常を認めるときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

浄化槽管理士の皆さまへ

保守点検時に上記内容を確認し、浄化槽使用者に必要な助言をお願いします。

## (2) 保守点検・清掃

### 【浄化槽法第10条第1項】

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

（保守点検の回数：環境省令で定める回数）【浄化槽法施行規則第6条】

#### 単独処理浄化槽

処理方法	人槽	回数
全ばっ気方式	20人以下	3ヶ月に1回以上
	21人以上300人以下	2ヶ月に1回以上
	301人以上	1ヶ月に1回以上
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式 又は単純ばっ気方式	20人以下	4ヶ月に1回以上
	21人以上300人以下	3ヶ月に1回以上
	301人以上	2ヶ月に1回以上
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地 下砂ろ過方式		6ヶ月に1回以上

#### 合併処理浄化槽

処理方法	人槽・浄化槽の種類	回数
分離接触ばっ気方式、嫌気 ろ床接触ばっ気方式又は脱 窒ろ床接触ばっ気方式	20人以下	4ヶ月に1回以上
	21人以上50人以下	3ヶ月に1回以上
活性汚泥方式		1週に1回以上
回転板接触方式、接触ばっ 気方式又は散水ろ床方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置 又は凝集槽を有する浄化槽	1週に1回以上
	2. スクリーン及び流量調整タン ク又は流量調整槽を有する浄化 槽（1に掲げるものを除く）	2週に1回以上
	3. 1及び2に掲げる浄化槽以外 の浄化槽	3ヶ月に1回以上

（注）スクリーン付着物の除去、および消毒剤の補充については表の回数にかかわらず必要に応じて行ってください。

### 【浄化槽法施行規則第6条第3項】

遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数に関する規定

（令和3年9月30日から適用）

(清掃の回数)【浄化槽法施行規則第7条】

処 理 方 式	回 数
全ばっ気方式	6ヶ月に1回以上
その他の方式	1年に1回

浄化槽管理士の皆さまへ

清掃の時期等について、浄化槽管理者へ助言をお願いします。

浄化槽の使用状態によらず、清掃の回数が規定されています。

清掃業許可を有していない保守点検業者が清掃契約を一括して行うことは不適切であるため行わないでください。



### (3) 法定検査

(設置後等の水質検査)

#### 【浄化槽法第7条第1項】

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(定期検査)

#### 【浄化槽法第11条第1項】

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(7条検査を受ける時期)

#### 【浄化槽法施行規則第4条第1項】

法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。

(検査手続きの代行)

#### 【浄化槽法施行規則第4条第3項】

浄化槽管理者は、設置後等の水質検査に係る手続きを、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に委託することができる。

#### 【浄化槽法施行規則第9条第2項】

浄化槽管理者は、定期検査に係る手続きを、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

浄化槽管理士の皆さまへ

法定検査の必要性について浄化槽管理者に助言するとともに、検査手続き及び検査結果への対応のサポートをお願いします。

#### (4) 届出等

(技術管理者)

##### 【浄化槽法第 10 条第 2 項】

政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

(使用開始報告)

##### 【浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項】

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(技術管理者変更報告)

##### 【浄化槽法第 10 条の 2 第 2 項】

前条第二項に規定する政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(浄化槽管理者変更報告)

##### 【浄化槽法第 10 条の 2 第 3 項】

浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になつた者は、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(使用の休止の届出)

##### 【浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項】

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができる。

(使用の再開の届出)

##### 【浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項】

浄化槽管理者は、前項の規定による浄化槽の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、環境省令に定めるところにより、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から三十日以内に、その旨を届出なければならない。

(廃止の届出)

**【浄化槽法第 11 条の 3】**

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(技術管理者を置かなければならない浄化槽の規模)

**【浄化槽施行令第 1 条】**

浄化槽法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める規模の浄化槽は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項第一号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が五百一人以上の浄化槽とする。

(技術管理者の資格)

**【浄化槽施行規則第 8 条】**

法第十条第二項の規定による技術管理者の資格は、浄化槽管理士の資格を有し、かつ、同項に規定する政令で定める規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し二年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であることとする。

(浄化槽の休止にあたっての注意事項)

浄化槽の休止にあたっては、浄化槽の使用休止の基準での清掃が必要です。

**【使用休止の清掃の技術上の基準】**

1. 汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、処理方式や単位装置にかかわらず全量とすること（施行規則第 3 条第 6 号）
2. 引き出しの後、単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行うこと（施行規則第 3 条第 7 号）
3. 槽内の洗浄に使用した水は引き出し、張り水として再使用しないこと（施行規則第 3 条第 11 号及び第 13 号）
4. 水道水等で高水位まで水を張ること（施行規則第 3 条第 15 号の正常な機能を維持するまでの必要な措置として実施）

浄化槽管理士の皆さまへ

浄化槽に関する各種届出（浄化槽管理者変更、技術管理者変更、使用開始報告、休止、再開、廃止届出）について、浄化槽管理者へ助言をお願いします。

**【様式のダウンロード先】**

浄化槽に関する手続きや、浄化槽法についてのご案内

[https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso\\_law.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso_law.htm)



## (5) 記録の作成・保存

(記録の作成)

### 【浄化槽法施行規則第5条第2項】

浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第十条第三項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

(記録の保存)

### 【浄化槽法施行規則第5条第8項】

浄化槽管理者は、第二項本文の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録又は同項ただし書の規定により交付された保守点検若しくは清掃の記録若しくは第四項に規定する電磁的方法により提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式により作成される保守点検又は清掃の記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を三年間保存しなければならない。

浄化槽管理士の皆さまへ

浄化槽管理者に届出・報告、記録の保存について助言をお願いします。

## 5. 浄化槽保守点検業者の責務

### (1) 保守点検の技術上の基準

#### 【浄化槽法第8条】

浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

#### 【浄化槽法施行規則第2条】

- 一 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
  - イ 第一条の準則の遵守の状況
  - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
  - ハ 槽の水平の保持の状況
  - ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
  - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
  - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 二 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 三 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 四 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 五 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 六 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 七 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 八 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 九 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 十 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 十一 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十二 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 十三 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十四 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 十五 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。

- 十六 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 十七 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十八 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

## (2) 保守点検の記録とその交付

### 【浄化槽法施行規則第5条第2項】

浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第十条第三項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

(記録交付時の管理者への説明)

### 【浄化槽法施行規則第5条第3項】

受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記録を交付しようとするとき（次項の規定により保守点検の記録に記載すべき事項を提供しようとするときを含む。）は、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない。

(記録の保存)

### 【浄化槽法施行規則第5条第9項】

受託者は、第二項ただし書の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録の写し又は第四項に規定する電磁的方法により作成された電磁的記録を三年間保存しなければならない。

浄化槽管理者に保守点検結果の内容について説明し、記録を交付してください。また、記録は3年間保存してください。

### (3) 営業所の設置等

#### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第 10 条第 1 項】

浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、その営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

#### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第 10 条第 2 項】

浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

(営業所に置く)

「営業所に置く」とは、その営業所に勤務してその職務に従事させることをいい、他の営業所（他の浄化槽保守点検業者の営業所を含む。）において、設置が義務づけられている浄化槽管理士となっている者は兼務できません。

また、住所が勤務を要する営業所から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者等は、「営業所に置く」の要件に該当しないと判断せざるを得なくなる可能性があります。

(営業所)

「営業所」とは、浄化槽保守点検に関する業務を行う本店、支店及び事務所等をいいます。ただし、もっぱら事務的な管理のみを行い実務的な浄化槽の保守点検に関する業務を行っていない本店等は「営業所」に該当しません。

(保守点検器具)

#### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例施行規則別表(第 7 条関係)】

営業所ごとに備え付けなければならない器具

マンホールふたあけ用具 採水用具 スカム厚測定用具 汚泥厚測定用具 汚泥沈でん率測定器具 温度計 透視度計 残留塩素測定器具 溶存酸素計 亜硝酸性窒素測定器具 水素イオン濃度指数測定器具 塩化物イオン濃度測定器具 顕微鏡一式 電気回路計 洗淨清掃用具一式 修理工具一式
--

営業所ごとの浄化槽管理士の設置および器具の備え付けは義務であり、確実に実施してください。



#### (4) 業務の実施

##### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第 11 条第 1 項】

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

##### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第 11 条第 3 項】

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及びその者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつてはその委託を受けている浄化槽清掃業者にその旨を通知しなければならない。

保守点検は、浄化槽管理士が行うか実地に監督してください。また、清掃が必要であると認められる場合、速やかに浄化槽管理者、清掃業者に連絡してください。

#### (5) 研修の機会の確保

##### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第 11 条第 2 項】

浄化槽保守点検業者は、前項の規定による浄化槽の保守点検を行い、又は実地に監督する浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(研修の機会の確保とは)

浄化槽保守点検業者は、県の区域（四日市市の区域を除く。）内で、浄化槽の保守点検を行うすべての浄化槽管理士（実地に監督する者を含む。）が、「全国統一的に講習すべき事項」と「各地域の実情に応じて講習すべき事項」の2つの事項を登録期間中に少なくとも1回以上研修を受けるよう、研修の機会を確保しなければなりません。

保守点検業の登録申請に添付する研修計画書は、次表に示すA「県が認定する研修機関が行う研修」または、B「他都道府県又は保健所設置市が認めている研修」と「県が行う各地域の実情に応じた事項のみの研修」を受講するよう策定してください。

令和5年4月1日から更新登録時に研修実績報告書を提出することとなりましたので、計画的に研修を受講するようにしてください。

【表 浄化槽管理士に対する研修】

研修	A	B	
	県が認定する研修機関が行う研修	他都道府県又は保健所設置市が認めている研修	県が行う各地域の実情に応じた事項のみの研修（自主学習）
全国統一的に講習すべき事項	○	○	—
各地域（三重県）の実情に応じて講習すべき事項	○	—	○

○認定研修機関が行う研修について

三重県浄化槽管理士に対する研修要綱に基づき認定した研修機関が行う研修です。

この研修は、「全国統一的に講習すべき事項」と「各地域（三重県）の実情に応じて講習すべき事項」がどちらもカリキュラムに含まれます。

認定研修機関は、次のとおりです。

- ・ 一般社団法人三重県水質保全協会
- ・ 認定の有効期限 令和2年12月22日から令和8年3月31日まで

研修の詳細については、三重県水質保全協会にお問い合わせください。なお、県のホームページにも掲載しています。

○他都道府県又は保健所設置市が認めている研修について

この研修を受講した方は、「全国統一的に講習すべき事項」を受講したものとします。当該研修の実施機関や都道府県（保健所設置市を含む）に次の要件をすべて満たしていることを確認したうえで、受講してください。

- ① 他都道府県又は保健所設置市が、浄化槽法第48条第2項第3号で規定する浄化槽管理士に対する研修として認めている研修であること
- ② 「各地域の実情に応じて講習すべき事項」のみの研修でないこと
- ③ 当該研修の実施機関から、研修を受講したことを示す書類が発行されていること

○県が行う各地域の実情に応じて講習すべき事項のみの研修（自主学习）について

他都道府県及び保健所設置市が浄化槽保守点検業の登録にかかる研修として認めている研修を受講した方は、別に「各地域（三重県）の実情に応じて講習すべき事項」のみ受講していただく必要があります。

県が行う「各地域（三重県）の実情に応じて講習すべき事項」のみの研修は、自主学习によるものとします。詳しくは、次のホームページをご覧ください。

○浄化槽管理士に対する研修ホームページ

[http://www.pref.mie.lg.jp/MKANKYO/HP/jyokaso\\_kenshu.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/MKANKYO/HP/jyokaso_kenshu.htm)



浄化槽管理士に対する研修を計画的に受講してください。

## (6) 標識・帳簿

(標識の掲示)

### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第12条】

浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備え付け)

### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第13条】

浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例施行規則第9条第2項】

浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、保守点検を行った浄化槽ごとに作成し、各事業年度の末日をもつて閉鎖して、閉鎖後三年間は、保存しなければならない。

(浄化槽保守点検業者が掲げる標識)

### 【第9号様式】

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽管理士の氏名	

35センチメートル以上

40センチメートル以上

(帳簿の記載事項)

### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例施行規則第9条】

浄化槽保守点検業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 浄化槽の設置場所
- 三 浄化槽の処理方式及び処理能力
- 四 保守点検を行った年月日
- 五 保守点検結果及び措置
- 六 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

## (7) 報告

### 【三重県浄化槽保守点検業の登録に関する条例施行規則第10条】

浄化槽保守点検業者は、毎年四月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間に行った浄化槽の保守点検の件数を浄化槽保守点検報告書により知事に報告しなければならない。

毎年、報告してください。

## (8) 助言

### 【三重県浄化槽指導要綱第3条第4】

浄化槽保守点検業者及び浄化槽管理士は、次の各号に定める事項を遵守するとともに、浄化槽の保守点検の技術向上及び補修等のため関係業者との連絡体制の確保に努めるものとする。

- (1) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用方法、保守点検、清掃、浄化槽法定検査の必要性等について、助言に努めること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の改善又は清掃を要する場合については、必要な助言に努めること。

浄化槽管理士は浄化槽管理者にとって、最も身近な浄化槽の専門家です。  
適正な維持管理がなされるよう、浄化槽管理者をサポートしてください。

## (9) 改善命令・報告徴収・立入検査等・罰則規定

### 【浄化槽法】

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(報告徴収、立入検査等)

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

- 一 浄化槽管理者
- 二 浄化槽製造業者
- 三 浄化槽工事業者
- 四 浄化槽清掃業者
- 五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
- 六 指定検査機関
- 七 第四十二条第一項第二号又は第四十五条第一項第二号に規定する指定講習機関
- 八 第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

- 五 第三十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第三十五条第一項の許可を受けずに浄化槽清掃業を営んだ者

七 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けた者

第六十二条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十条第二項の規定に違反して技術管理者を置かなかつた者

七 第三十一条又は第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第四十三条第五項又は第四十六条第五項の規定に違反して故意に不正の採点をした者

九 第四十四条又は第四十七条の規定に違反した者

十 第五十三条第一項（第七号又は第八号に係る部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第五十三条第二項（同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第六十二条、第六十三条及び第六十四条（第八号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 【三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例】

（報告徴収、立入り検査等）

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項若しくは第三項の登録又は第六条第一項の変更の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

二 不正の手段により第二条第一項若しくは第三項の登録又は第六条第一項の変更の登録を受けた者

三 第十四条第一項の規定による命令に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第三項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者

二 第十一条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者

三 第十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

立入検査において確認され、指導を行つた不適切な事項の例

① 無資格者による保守点検

② 営業所の掲示がない

③ 営業所に帳簿が置いていない（県外にある本店などに帳簿を保管している。）

④ 帳簿に記載すべき事項が不足している（浄化槽管理者の名称住所、浄化槽の設置場所）

## 6. 登録に関する諸手続

### (1) 浄化槽保守点検業の登録の更新

登録の有効期間3年を満了後、引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、更新の登録が必要です。有効期間満了前に、以下の申請書及び添付書類を、各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室に提出してください。

**登録の有効期限が切れると登録が抹消され、保守点検ができなくなります。**引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする時は、「従前の登録期間の満了日から30日前」より申請書の提出ができますので、手続に遺漏のないよう早めに申請を行ってください。

（必要書類）

- 浄化槽保守点検業登録申請書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 保守点検器具明細書（第3号様式）
- 浄化槽清掃業者名簿（第4号様式）
- 事業計画書（第5号様式）
- 浄化槽管理士の研修計画書（第5号様式の2）
- 浄化槽管理士免状の写し
- 浄化槽管理士の住民票抄本又はこれに代わる書面
- 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票抄本又はこれに代わる書面
- 営業所の平面図及び付近の見取図
- 三重県収入証紙 28,000円
- 研修の機会の確保に関する実績報告書（第5号様式の3）

### (2) 浄化槽保守点検業の登録の変更

登録を行った市町以外で、浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、変更の登録が必要です。以下の申請書及び添付書類を、各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室に提出してください。

（必要書類）

- 浄化槽保守点検業登録申請書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 保守点検器具明細書（第3号様式）
- 浄化槽清掃業者名簿（第4号様式）
- 事業計画書（第5号様式）
- 浄化槽管理士の研修計画書（第5号様式の2）
- 浄化槽管理士免状の写し
- 浄化槽管理士の住民票抄本又はこれに代わる書面
- 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票抄本又はこれに代わる書面
- 営業所の平面図及び付近の見取図
- 三重県収入証紙 18,000円



### (3) 浄化槽保守点検業の変更の届出

以下の事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内の届出が必要です。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 営業所の名称及び所在地

(ウ) 法人にあっては、その役員の氏名

(エ) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する市町名

以下の届出書及び添付書類を、各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室に、提出してください。

(必要書類)

浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（第 7 号様式）

(ア) 氏名等の変更

住民票の抄本若しくはこれに変わる書面又は登記簿謄本

(イ) 営業所の変更：営業所を新たに設置する場合

保守点検器具明細書（第 3 号様式）

営業所の平面図及び付近の見取図

登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合）

(ウ) 営業所の変更：営業所の所在地を変更する場合

営業所の平面図及び付近の見取図

登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合）

(エ) 役員の変更

登記事項証明書

新たに役員となる者がある場合は、新たに役員となる者の誓約書（第 2 号様式）

(オ) 浄化槽管理士の変更：新たに管理士を登録する場合

浄化槽管理士の研修計画書（第 5 号様式の 2）

浄化槽管理士免状の写し

浄化槽管理士の住民票抄本又はこれに代わる書面

#### (4) 廃業等の届出

浄化槽保守点検業者が、以下のいずれかに該当することとなった場合には、30 日以内に届出が必要です。

- (ア) 死亡した場合（届出者：相続人）
- (イ) 法人が合併により消滅した場合（届出者：その法人を代表する役員であった者）
- (ウ) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合（届出者：その破産管財人）
- (エ) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合（届出者：浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人を代表する役員）
- (オ) 浄化槽保守点検業を廃止した場合（届出者：浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人を代表する役員）

以下の届出書を、各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室に提出してください。

(必要書類)

浄化槽保守点検業廃業等届出書（第 8 号様式）

## 7. 市町別の行政窓口

市町	浄化槽に関する こと(清掃業を除 く。)	浄化槽保守点 検業の登録に 関すること	浄化槽清掃業に関すること
桑名市	三重県桑名地域防災総合事務所 環境室 TEL 0594-24-3624		桑名市環境対策課 TEL 0594-24-1436
いなべ市			いなべ市環境衛生課 TEL 0594-86-7813
木曾岬町			木曾岬町住民課 TEL 0567-68-6103
東員町			東員町みらい環境課 TEL 0594-86-2807
四日市市	四日市市上下水道局生活排水課 059-354-8402		四日市市生活環境課 TEL 059-354-8193
菰野町	三重県四日市地域防災総合事務所 環境室 TEL 059-352-0593		菰野町環境課 TEL 059-391-1150
朝日町			朝日町防災環境課 TEL 059-377-5610
川越町			川越町安全環境課 TEL 059-366-7163
鈴鹿市	三重県鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 TEL 059-382-8675		鈴鹿市廃棄物対策課 TEL 059-382-7609
亀山市			亀山市環境課 TEL 0595-82-8081
津市	三重県津地域防災総合事務所 環境室 TEL 059-223-5083		津市環境政策課 TEL 059-229-3141
伊賀市	三重県伊賀地域防災総合事務所 環境室 TEL 0595-24-8078		伊賀市廃棄物対策課 TEL 0595-20-1050
名張市			名張市環境対策室 TEL 0595-63-7496
松阪市	三重県松阪地域防災総合事務所 環境室 <sup>※2</sup> TEL 0598-50-0530		松阪市環境課 TEL 0598-53-4066
多気町			多気町町民環境課 TEL 0598-38-1113
明和町			明和町上下水道課 TEL 0596-52-7120
大台町			大台町生活環境課 TEL 0598-82-3787
伊勢市	三重県 南勢志摩 地域活性化局 環境室 <sup>※2</sup> TEL 0596-27-5405		伊勢市環境課 TEL 0596-21-5541
鳥羽市			鳥羽市環境課 TEL 0599-25-1149
志摩市			志摩市環境・ごみ対策課 TEL 0599-44-0228
玉城町			玉城町税務住民課 TEL 0596-58-8201
度会町			度会町建設水道課 TEL 0596-62-2415
南伊勢町			南伊勢町環境生活課 TEL 0599-66-1154
大紀町	大紀町環境水道課 TEL 0598-86-2245		大紀町環境水道課 TEL 0598-86-2245
尾鷲市	三重県紀北地域活性化局環境室 TEL 0597-23-3469		尾鷲市環境課 TEL 0597-23-8251
紀北町			紀北町環境管理課 TEL 0597-46-3121
熊野市	三重県紀南地域活性化局環境室 TEL 0597-89-6937		熊野市環境対策課 TEL 0597-89-2804
御浜町			御浜町生活環境課 TEL 05979-3-0513
紀宝町			紀宝町環境衛生課 TEL 0735-33-0338

※1 浄化槽設置届出の受理にかかる窓口はそれぞれの市町です。なお、上記の表の清掃業に関する窓口と浄化槽設置届出の受理にかかる窓口が異なる市町があります。

※2 松阪市、多気町、大台町、南伊勢町の公共浄化槽にかかる行政窓口はそれぞれの市町です。

## 8. 関係ホームページ

- ・浄化槽に関する手続きや、浄化槽法についてのご案内  
浄化槽の設置、休止、廃止等の手続について、記載しています。(様式ダウンロード可)

[https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso\\_law.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso_law.htm)



- ・三重県浄化槽保守点検業の登録・更新申請について  
保守点検業の登録更新の申請について、記載しています。(様式ダウンロード可)

[https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso\\_hoshu\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso_hoshu_00001.htm)



- ・三重県浄化槽管理士の対する研修  
浄化槽管理士に対する研修について、記載しています。研修の日程はこちらをご覧ください。また、自主学習のテキスト、学習報告書の様式がダウンロードできます。

[https://www.pref.mie.lg.jp/MKANKYO/HP/jyokaso\\_kenshu.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/MKANKYO/HP/jyokaso_kenshu.htm)



- ・三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例  
[https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso\\_jyorei.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso_jyorei.htm)



- ・三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則  
保守点検業の登録にかかる各種様式のダウンロードができます。  
[https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso\\_kisoku.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso_kisoku.htm)



- ・三重県浄化槽指導要綱  
[https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso\\_yoko\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/jyokaso_yoko_00001.htm)



[参考] 四日市市浄化槽保守点検業の登録申請・更新申請等について

[https://www.city.yokkaichi.mie.jp/new\\_water/user-guide/septic-tank-5/](https://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/user-guide/septic-tank-5/)





各地域の実情に応じて

講習すべき事項に関する研修テキスト

令和3年2月19日	第1版（令和3年2月版）
令和4年1月4日	第2版（令和4年1月版）
令和5年4月1日	第3版（令和5年4月版）
令和6年8月28日	第4版（令和6年8月版）

発行

三重県環境生活部 環境共生局 大気・水環境課  
〒514-8570 津市広明町13番地